

「見守りカメラの設置」について

本市では、町内会等の地域団体による防犯カメラの設置を促進し、地域の安全安心まちづくり活動を防犯設備面から支援することを目的に、地域見守り防犯カメラ設置補助事業を実施してきました。

また、本年度は従来の補助制度に加え、新たに専用ポールを設置する場合はこれまでの補助に上乘せすることを予定しています。

今回、新たに学校と地域などが連携して行う通学路の見守り活動を補完し、登下校時における子どもの安全確保の強化を図るため、市が通学路や学校周辺等を中心に見守りカメラを設置し、市が維持管理を行うことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪のない安全・安心のまちづくりを進めていくこととしています。

用途・設置場所等につきましては、以下のとおりです。

■背景

近年、子どもが巻き込まれる痛ましい事件が全国で多発していることや市内においても不審者の出没、女性や高齢者を狙ったひったくり事件が発生していることなど、市民の皆様の安全・安心を脅かす事象が多く発生しています。

■用途

- 犯罪等の抑止
 - 犯罪等の早期解決
- ※ 上記以外の用途では、見守りカメラにより撮影された画像を利用及び提供しません。

■設置場所（市が設置するエリア）

- 通学路、学校周辺等
- ※ 警察をはじめ、地域の諸団体の方々の協力を得ながら設置場所を決定します。

■設置台数

- 1校区50台程度、市域全体で1,400台（上限）
- ※ 小学校区の人口や広さなど地域状況を勘案して校区内の設置台数を決定します。

■設置スケジュール

- 平成28年度 見守りカメラの設置場所を検討します。
 - 4月～5月 方針の説明
 - 6月～7月 オープンミーティングの実施、設置意向の確認
 - 8月～ 設置場所の検討・決定
- 平成29年度以降 見守りカメラを設置し、運用します。
 - 4月～ 見守りカメラの設置・運用開始

■特記事項

見守りカメラの設置だけでは、従来から目指している安全・安心のまちづくりは実現できません。これまでと同様に、地域の皆様が取り組んでいる防犯パトロール活動などと合わせて見守りカメラを設置することで、さらなる犯罪抑止につなげます。